平成 32 年分(2020 年分)
所得税確定申告から

青色申告特別控除額 基礎控除額 が変わります!!

平成 30 年度税制改正での主な変更点は、次のとおりです。

◆改正１　個人の方の所得税について

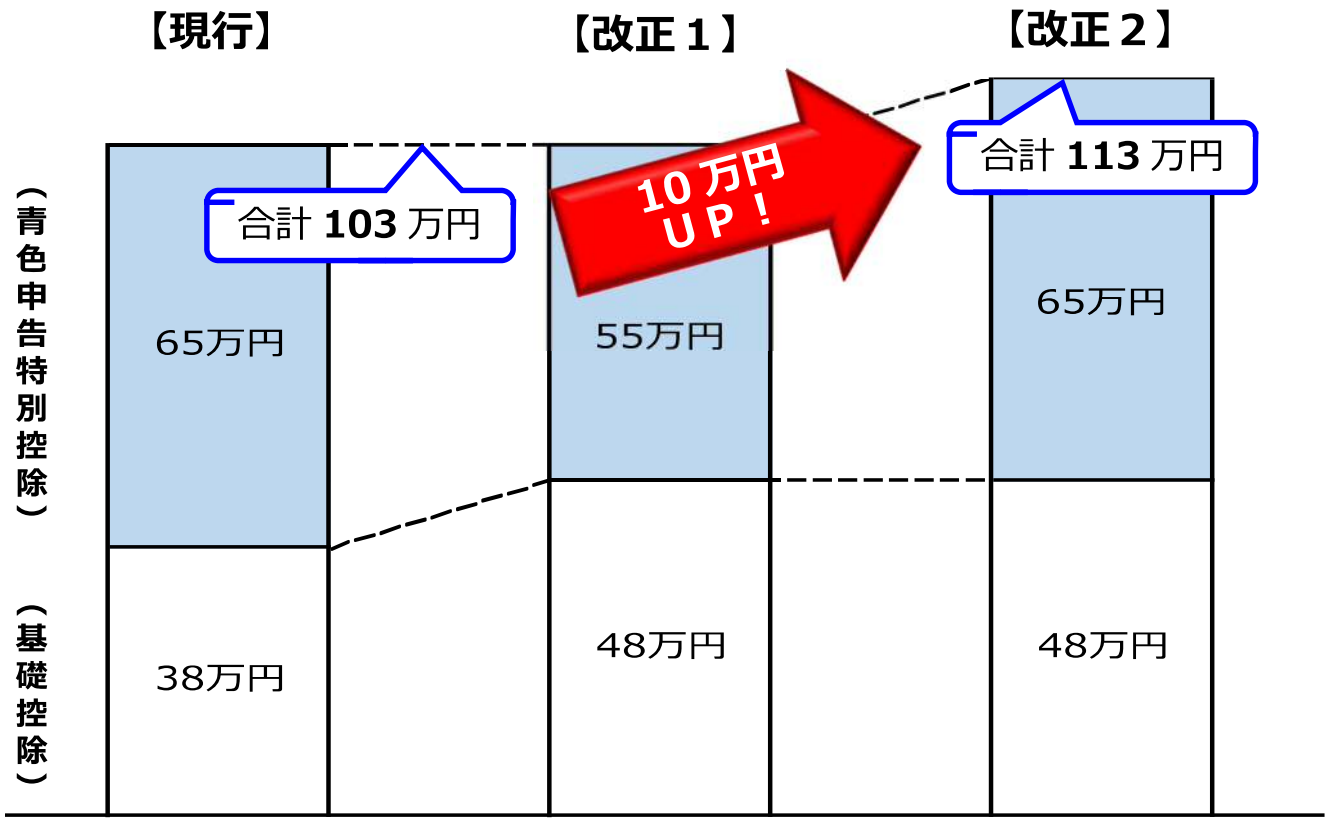
- **青色申告特別控除額が変わります！（現行　65 万円⇒改正後　55 万円）**
- **基礎控除額が変わります！　　（現行　38 万円⇒改正後　48 万円）**

更に

◆改正２　「（改正後）55 万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

- **e-Tax による申告（電子申告）**又は**電子帳簿保存**を行うと、
 引き続き 65 万円の青色申告特別控除が受けられます！

※　以上の改正は、**平成 32 年分（2020 年分）以後の所得税**について適用されます。



○　**10 万円の青色申告特別控除の改正はありませんので、これまでと同様となります。**

○　**改正２の適用を受けるための要件等は、裏面でご紹介していますのでご覧ください！**